

<<参考>>  
 前回(H15)の類型改定時の基本的な考え方

水質環境基準に係る河川(安威川等11水域)の類型見直しについて(答申)(平成14年3月 大阪府環境審議会)

- ・安威川等11水域の類型指定にあたっては、国による神崎川および猪名川下流の類型指定との整合を図る観点から、国の考え方(\*)を基本にしつつ、河川の汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量(BOD)に主眼を置き、当該河川の現在および将来の状況変化を踏まえて見直しを行う。
- ・具体的には、個々の水域ごとにその利用目的や現行類型の達成状況を勘案しつつ、将来の達成見込みを考慮して上位の類型への指定を行う。

(\*)国の見直しの考え方

現状の河川の利用目的と整合しない水域について適切な利用目的の類型に見直しを行う。

現状の水質が上位類型を達成している水域について水質維持の考え方により見直しを行う。(「水質類型は、当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮する。」)

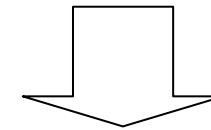
水質環境基準に係る河川(安威川等11水域を除く)の類型見直しについて(答申)(平成15年3月 大阪府環境審議会)

- ・国における見直しの考え方を基本に、河川の代表的な汚濁指標であるBODに主眼を置き、さらに、水生生物の生息に強く関与する溶存酸素量(DO)を含め、当該河川水域の現在および将来の水質汚濁等の状況変化を踏まえ、見直しを行う。
- ・具体的には、個々の河川水域ごとに、その利用目的の変化や現行類型での環境基準の達成状況を勘案しつつ、将来の達成見込みを考慮して、出来る限り上位の類型へ当てはめる。
- ・今回の見直しでは、従来利用目的等を尊重しながら、水辺環境の整備状況を考慮して当てはめを行う。

今回の類型改定の基本的な考え方について(たたき台)

B類型以下の河川水域について、当該河川水域毎に河川の代表的な汚濁指標であるBODの環境基準達成状況に主眼を置き検討。

現状の水質が上位類型を達成している水域については、現状の水質を維持するという観点から、上流域の状況や利用状況を考慮しつつ、できるだけ上位類型に改定。



具体的には、

各水域について、最近5年間(H15~19年度)のBOD環境基準達成状況等を整理し、 ~ に区分

- 現在の類型の基準を達成しており、かつ、上位類型の基準も達成している水域
- 現在の類型の基準を達成もしくは概ね達成しており、年平均値の推移や平成20年度の状況などから、上位類型の基準の達成も可能と考えられる水域
- 現在の類型の基準は概ね達成しているが、現状では上位類型の基準の達成が見込めない水域
- 現在の類型の基準未達成の水域

上記の結果から

上流域の状況や当該水域の利用状況を考慮し、支障がない場合は上位類型に改定(大阪市内河川の現在B類型の河川は改定せず、引き続きB類型の達成・維持を図る。) 類型改定はしないが、達成期間の「ロ」「イ」「ハ」「ロ」または「イ」を検討